

ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年11月13日
件名	ごみステーション設置等に係る取扱要綱の矛盾について		
内容	<p>ごみステーションの移転について担当者と電話をした際、利用者全員の同意が不可欠と言われました。要綱には全員の同意という記載はありません。できる限りの同意という私の捉え方が違う可能性があります。全員の同意と主張するのであれば、要綱のその箇所を示していただきたい。</p> <p>また、ごみステーション改修工事について、業者から見積額の提示があったが、高いと感じる。</p>		
回答		回答年月日	令和5年12月8日
担当部課	生活環境部 環境課		
内容	<p>ごみステーションの設置等に係る取扱要綱の件ですが、ごみステーションの設置を行おうとするときは、環境衛生委員、もしくは町内会長が申請者となり、市と事前協議が必要です。また、付近の方との紛争を避けるため、ごみステーションから6m以内の土地及び建物の所有者の同意を得ることを条件としています。</p> <p>要綱の改正については、町内会等からの要望や、近隣市町の状況を参考に、必要性が生じた場合には改正を検討します。</p> <p>ごみステーションの修繕や新設の見積金額の妥当性は、工事内容や業者によって金額は変わってくるため、市で判断はできかねます。</p>		